

京都市告示第498号

京都市斎場条例第2条第3項の規定に基づき、京都市中央斎場の受付時間を次のとおり変更します。

平成27年12月4日

京都市長 門川大作

変更する年月日	変更後の受付時間
平成28年12月31日（土）	午前10時から午後6時まで

(保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課)